

伊丹市定期予防接種等費用の償還払に関する要綱（平成
27年3月30日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は，予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種，及び法第6条第1項に基づく臨時の予防接種の実施に伴い，市内に住所を有する者が，やむを得ない事由により他市町村で予防接種を受けた場合において，償還払により市が予防接種費の一部又は全部を助成することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（対象となる者）

第2条 償還払を受けることができる者（以下「対象者」という。）は，市内に住所を有し，かつ予防接種の対象となる者であって，次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし，対象者が未成年又は成年被後見人である場合は，対象者の親権を行う者，後見人又はこれらに準ずる者で，現に対象者を監護するものとする。

- (1) 母親の里帰り出産，両親の離婚調停中等の理由により，他市町村に事実上居住する者
- (2) 他市町村施設への入所等の理由により他市町村に事実上居住する者
- (3) 疾病により他市町村医療機関に入院し，又は通院している者
- (4) その他市長が認める者

（対象となる予防接種）

第3条 償還払の対象となる予防接種は，次に掲げるものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による予防接種
- (2) 法第6条第1項の規定による臨時の予防接種であって，市長が適当と認める予防接種

（償還払の額）

第4条 償還払の額は，予防接種に実際に要した費用と，市と一般社団法人兵庫県医師会との間で締結されている広域的予防接種

委託契約（以下「委託契約」という。）に基づく予防接種の費用のいずれか少ない額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者については、予防接種費用の全額とする。

- 3 第1項の委託契約に基づく予防接種の費用は、予防接種をした年度の委託契約に基づく予防接種の費用とする。

（依頼書の申請）

第5条 この要綱の規定により償還払を受けようとする者は、予防接種を受ける前に予防接種実施依頼申請書（様式第1号 - ①又は様式第1号 - ②）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、予防接種実施依頼書（様式第2号）、予防接種実施報告書（様式第3号）を交付するものとする。

（償還払の申請）

第6条 前条第2項により依頼書の交付を受けた者は、次に掲げる書類を添えて、予防接種費償還払申請書（様式第4号）により市長に申請するものとする。

(1) 接種した医療機関等の領収書の原本

(2) 予防接種実施報告書

(3) 予診票の原本又はその写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、予防接種をした日を含む年度の次年度の4月末日までに行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

- 3 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、償還払をすることと決定したときは予防接種費償還払交付決定通知書（様式第5号）により、償還払をしないことと決定したときは予防接種

費償還払交付却下決定通知書（様式第6号）により，申請をした者に通知するものとする。

- 4 前項の規定により，交付決定を受けた者は，予防接種費償還払請求書（様式第7号）により，市長に決定金額の支給を請求するものとする。

- 5 前項の場合において，償還払の請求があったときは，市長は速やかに当該交付の決定を受けた者の指定する口座に決定金額を振り込むものとする。

（取消及び返還）

第7条 市長は，虚偽の申請，その他不正行為等により申請者が償還金の交付を受けた時は，その者から市が負担した接種費用の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は，令和2年7月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際，現に改正前の伊丹市定期予防接種等費用の償還払に関する要綱により交付されている様式は，改正後の伊丹市定期予防接種等費用の償還払に関する要綱により交付されたものとみなす。